

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条中「百二十八」を「百二十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条 政府は、速やかに、第八条の規定に基づき置かれる審議会等及び第九条の規定に基づき置かれる地方支分部局の整理及び合理化を図るため検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

別表第一総理府の項中「総務庁」、「北海道開発庁」、「経済企画庁」、「科学技術庁」、「沖縄開発庁」及び「国土庁」を削り、同表文部省の項中「文部省」を「文化科学省」に改め、同表厚生省の項中「厚生省」を「国民生活省」に改め、同表建設省の項を次のように改める。

国土建設省	北海道開発庁 沖縄開発庁
-------	-----------------

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。



## 理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、審議会等及び地方支分部局を整理及び合理化するための措置を講ずるとともに、各省庁の統廃合に伴い、官房及び局の総数の最高限度を百二十八から百二十とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。